

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」という）と盛雄苑在宅介護支援センター（以下、「盛雄苑」という。）は盛雄苑が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約をします。

（契約の目的）

第1条 盛雄苑は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣向に従って、居宅介護サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」という）の有効期間満了までとします。

契約満了日までに、利用者から盛雄苑に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 盛雄苑は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 盛雄苑は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅介護サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- 4 居宅介護サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、料金等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 盛雄苑は、居宅介護サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及び家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 盛雄苑は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は盛雄苑が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、盛雄苑と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 盛雄苑は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、栃木県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第9条 盛雄苑は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 1 盛雄苑は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 盛雄苑は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

- 1 利用者は、盛雄苑の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 2 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 3 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は盛雄苑が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、盛雄苑は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 盛雄苑が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、盛雄苑に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 1 盛雄苑は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、盛雄苑は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 2 盛雄苑は、利用者又はその家族が盛雄苑や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほど背信行為を行った場合、文書で通知することによりただちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合には、この契約は自動に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援1・2）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 盛雄苑、介護支援専門員及び盛雄苑の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 1 盛雄苑は、利用者から予め文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報はいりません。
- 2 盛雄苑は、利用者の家族から予め文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報はいりません。

(賠償責任)

第14条 盛雄苑は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合にはその損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し初回訪問時及び利用者や利用者家族からの提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第16条 盛雄苑は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等にたいし、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 盛雄苑は、利用者から委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者と盛雄苑は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

- 1 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と盛雄苑は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し利用者、盛雄苑が署名のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 盛雄苑在宅介護支援センター

住 所 栃木県足利市山下町 2 7 5 3—1

代表者名 金井 裕

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

続柄

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問をして下さい。

1 当苑が提供するサービスについての窓口

電話 0284（64）0343

担当 蓼沼友紀子 飯野清美 金子真也

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 盛雄苑在宅介護支援センターの概要

（1） 事業者番号及びサービスの提供地域

事業所名	盛雄苑在宅介護支援センター
所在地	栃木県足利市山下町2753-1
介護保険指定番号	0970200101
サービス提供地域	足利市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2） 職員体制

	資格	員数	業務内容	
管理者		1名	事業所及び業務内容	
主任介護支援専門員		1名	の管理	
			居宅介護支援業務	
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援業務	
事務員		0名	居宅介護支援に関する事務処理	

（3） 営業時間

月曜日～土曜日	午前8：30～午後5：20
---------	---------------

＊営業時間外について、介護支援専門員は携帯電話等により、24 時間対応可能な体制をとっております。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① お申し込み
- ② 要介護認定申請の代行
- ③ 要介護認定結果により、要支援又は要介護と認定された場合には、ご契約のうえケアプランの作成等居宅介護支援をいたします。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護給付費

要介護 1・2	⇒	1086 単位／月
要介護 3・4・5	⇒	1411 単位／月

盛雄苑在宅介護支援センター居宅支援事業所は、特定事業所加算取得事業所となります。

特定事業所加算取得事業所について

1、趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行なうほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする。

1) 基本的取り扱い方針

- ・中立公平を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所である。
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている。

こうした基本的な取り扱い方針を十分に踏まえ、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行なっていくという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図っていきます。

具体的運用方針

- 1、 主任介護支援専門員を 1 名以上配置する。
- 2、 常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置する。
- 3、 「利用者に関する情報又はサービス提供にあたって留意事項に係わる伝達等を目的とした会議」を定期的に開催する。
- 4、 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保する。
- 5、 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施する。
- 6、 地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供する。
- 7、 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。
- 8、 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等に関する事例検討会、研修会に参加する。
- 9、 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- 10、 居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員 1 人あたり 45 名未満である。
- 11、 介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保する。
- 12、 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施する。
- 13、 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマ

ルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画書の作成。

その他の加算

- 1、 特定事業所加算Ⅰ ⇒ 519 単位／月
 特定事業所加算Ⅱ ⇒ 421 単位／月
 特定事業所加算Ⅲ ⇒ 323 単位／月
 特定事業所加算 A ⇒ 114 単位／月
- 2、入院時情報連携加算 ⇒ (Ⅰ) 250 単位／月・(Ⅱ) 200 単位／月
 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問、又は訪問する以外の方法で当該病院診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
- 3、退院・退所加算 ⇒ 450～900 単位／月 入院期間中に 3 回まで算定可能
 退院又は退所に当たって、病院等の職員と面接を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることによってその他の連携を行なった場合
- 4、緊急時等居宅カンファレンス加算⇒ 200 単位／回 1 月に 2 回限度
 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
- 5、初回加算 ⇒ 300 単位
 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅介護サービス計画を算定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合）
- 6、通院時情報連携加算 ⇒ 50 単位／月
 利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者
の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合 1 月に 1 回限度

7、特定事業所医療介護連携加算 ⇒ 125 単位／月

8、ターミナルケアマネジメント加算 ⇒ 400 単位

末期の悪性腫瘍であって在宅で死亡した利用者に対して、24 時間連絡かつ必要に応じた指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備した上で、利用者・家族の同意を得、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、適切な支援を実施し、また、把握し記録した情報を主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合

「人生最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする為に足利市を超えた時点から交通費の実費が必要です。費用は次の額となります。

① 盛雄苑から片道概ね 5 km 未満 200 円

② 盛雄苑から片道概ね 5 km 以上の場合、以後 1 km 毎に 30 円増

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払いの方法は、銀行振込み、現金集金の 2 通りの中からご契約の際に選べます。振込み手数料は、お客様のご負担となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当苑職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し込み下さればいつでも解約できます。

②苑の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には 1 ヶ月前にまでに文章で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援1・2）と認定された場合
- ＊この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。

(3) その他

お客様やご家族の方などが当苑や当苑の介護支援専門員に対し契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ① 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
- ② 利用者の心身の状況及び置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように支援を行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅介護サービス等が特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることないように、公正中立に行う。

※○前6ヵ月間に当居宅介護支援事業所において作成されたケアプランの総数のうちに、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護も含む）、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプラン数が占める割合の説明をする。

○前6ヵ月間に当居宅介護支援事業所において作成されたケアプランに位置付けられた前記訪問介護等ごとの回数のうちに、同一の居宅サービス事業者または地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合の説明をする。

○選択制の対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖）の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提供を行うこととする。

- ④指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤事業者・介護支援専門員からの利用者・家族に対するハラスメントや、利用者・家族からの介護支援専門員に対するカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントに対しては、管理者が迅速かつ適切厳正な対応

を行う。

⑥事業者・介護支援専門員は、感染症の予防及び蔓延防止の啓発や注意喚起を行い、感染症発生した場合にあっても業務継続できるよう必要な措置を講じる。

⑦事業者・介護支援専門員は、災害が発生した場合にあっても業務継続できるように必要な措置を講じる。

※感染症の予防及びまん延防止、災害について（⑥⑦）

（１）感染症の予防及びまん延の防止の措置

ア、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置

イ、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

ウ、定期的な感染症の予防及びまん延の防止のため研修及びシュミレーション訓練の実施

（２）災害対策について

ア、平常時の対応（設備等の安全対策、連絡体制の整備等）

イ、緊急時の対応（計画等に基づく発動基準、職員間の情報共有・連携等）

ウ、行政及び関係機関との連携

エ、定期的な研修及びシュミレーション訓練の実施

⑧高齢者虐待防止法に基づき、虐待等の未然防止・早期発見に努める。そのために虐待等に対する相談や市町への届出などの必要適切な対応を行う。

※虐待防止の推進について

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、開催

（２）虐待防止のための指針を整備

（３）職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施

担当者：盛雄苑在宅介護支援センター管理者 蓼沼友紀子

⑨利用者、または他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

※身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービスガイドライン、包括的自立支援、MD S-HC等

(3) サービス利用の為に

事 項	当 該	備 考
介護支援専門員の変更	有	希望されている方はお申し込み下さい
調査（課題把握）の方法		居宅サービスガイドライン 包括的自立支援 MD S-HC等
介護支援専門員への研修実施	有	計画的に実施 必要に応じて実施
契約後、居宅サービス計画の作成段階でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	無 料

7 サービス内容に関する苦情

① 当苑お客様相談・対応

当苑居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

担当： 蓼沼友紀子 飯野清美 金子真也

電話 0284-64-0343 FAX0284-64-0347

②その他

当苑以外に、栃木県・足利市の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

栃木県国民健康保険団体連合会

介護保険課 電話 0286-43-5400 FAX0286-43-5411

足利市役所元気高齢課 電話 0284-20-2139 FAX0284-20-1456

8 事故発生時の対応について

当事業所では、以下により緊急時又は事故発生時の対応をいたします。

(1) 生命の危険があるとき

ご家族・保証人へ連絡をすると共に、救急車により病院に搬送致します。

(2) 状態異変のとき

ご家族・保証人へ連絡をすると共に、かかりつけ病院又は当事業所の協力病院（本庄記念病院）の指示を仰ぎます。

(3) 事件・事故等のとき

ご家族・保証人へ連絡をすると共に、関係機関に連絡を取り指示を仰ぎます。

当事業所は、利用者に対し、本契約を締結するにあたり、利用者が複数の居宅支援事業所及び居宅サービス事業所の紹介を受け、その中より自由に選択できること、並びに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しました。その上で、当事業所との契約締結において、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 居宅介護支援事業者 盛雄苑在宅介護支援センター

説明者 介護支援専門員 氏名

私は、事業者より、本書面に基づいての事業者から重要事項の説明と、「利用者が複数の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所の紹介を受け、その中より自由に選択できること、並びに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である」との説明を受け、これに同意しました。

(利用者)
住所

氏名

(代理人)
住所

氏名
続柄

年 月 日

同意書

(個人情報の取り扱いについて)

私と「居宅介護支援事業者 盛雄苑在宅介護支援センター」(以下“乙”とする)との間の介護保険法に基づく契約書第13条の秘密保持に関し、乙が私のより良き介護の為に介護計画(ケアプラン)、サービス担当者会議、提供されたサービス内容等の記録等において私の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

居宅介護支援事業所

盛雄苑在宅介護支援センター 殿

(サービス利用者)

住所

氏名

(家族・代理人)

住所

氏名

本人との関係